

案において異なつたものとしておるわけであり。その意味から区別して考えることが実益があるかと存じます。要するに、外国から義勇兵の一同のものを送り込むということは、その形によることであるかと思ひます。こちらとしては、要するに、自衛権の正当な限界においてそれに対処するということの立場に立つわけでありすが、その上で当該行動というものを見なければならぬと思ひます。その場合は、結局義勇隊がこちらに送られて来る、その送り方の問題であつて、極端なことを申しますと、平穩な形で、団体旅行のような形をして入つて来るという場合もございまして、武器を振りかざしながら威嚇的な形で、いわゆる押し寄せて来るという形でも入つて来る場合もございまして、おそれなく外部からの武力攻撃という形になつて、わが方はその形で受けて立たなければならぬと思ひます。平穩に団体旅行の形で——これはおかしい言ひ方でありまして、団体旅行の形で入つて来るということになりますれば、それは間接侵略の一つのプロセス、一段階であるというふうに見なければならぬのではないかと。事態を明らかにしなければ言えないことでありまして、大まか言へばそういうふうにならうと存じます。

○大久保委員 一応たゞいまの御説明を拝借いたしました。押し寄せて来た場合は直接侵略である、団体旅行の場合は間接侵略である、こういう法律解釈をかりに前提いたしましたので、今度は、自衛官は公海において捜査、臨

検、拿捕等の権限を持つてゐるか、この点を明確にしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 これは戦時の問題についてのお尋ねであらうと思ひますが、御承知の通り、一応の憲法の建前は交戦権を持つてゐないことになつております。従ひまして、普通の形における拿捕というふうなことは交戦権の発動と見られる場合が多いと思ひますから、原則的にはそれはできないといわざるを得ないと思ひます。但し、自衛権というものは持つてゐるわけでありまして、厳格な範囲内における自衛権の行使の場合に条件が合えば、そのときは可能であるという場面が理論上考えられると思ひます。

○大久保委員 たゞいまの団体旅行の場合を例にとります。相手の国の商船が花見旅行と称して敵性ある人間を積んでやつて来ると、それがかりに日本海を渡つておる、こういう場合に海上自衛隊は警戒をしておつて、その的確なる情報に基いておる場合においてその商船を捜査することはできませんか。

○佐藤(達)政府委員 私どもの考えておるいわゆる自衛行動と申しますか、自衛権の限界というものにつきましても、たゞ述べておきますように、急迫不正の侵害、すなわち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないということ、そして必要最小限度それを防禦するために必要な方法をとるといふ、三つの原則を厳格なる自衛権の行使の条件と考えておるわけでありまして、その方の基準から照し合せて今のお尋ねの場合を考えてみますと、その場合にただち

に実力行動がとれるという結論にはなりにくいように考えます。

○大久保委員 たゞいまの場合に捜査権がないといふことは、日本の自衛艦は日本海を花見旅行の敵性ある船舶のうしろに随行して入つて来る、こういうことに相なるわけでありまして、これはとんでもないことであると私は考える。その船が新潟港に入ろうと舞鶴港に入ろうと、日本の自衛艦はうしろに随行して来るのであるか、この点をもう一べん明確にしたいと思ひたいと考へます。

○佐藤(達)政府委員 実際の場合に於いての適切な措置といふものは考えられませんが、今も言葉にしようとして出ましたように、どこへ行くかを見きわめるというために追隨して行つてその行動を見守るということは確かにできることだと思ひます。

○大久保委員 その敵性ある船舶が領海に近づくとあるいは領海に入りましてならば、これは急迫しつゝあるという前提のもとに捜査権は当然法理上私には持ち得るのじやないかと思ひます。が、それもできませんか。

○佐藤(達)政府委員 御承知のように、平時の一般の場合においては今の臨検と申しますか、そういう措置としては、平時国際法の問題としてその船がはたして海賊船であるかどうかというふうな意味のことを見きわめるために、国旗審査権という形で臨検をするといふ権限は、これはいわゆる軍艦あるいはこれに準ずるものには認められておるわけでありまして、ですからその形における一般の臨検行為、これは一般の平時の問題としては考えられます。

○大久保委員 そうしますと、たゞいまの場合は海上保安庁の巡視船であらうと警備艦であらうと、領海あるいはその付近であつて、日本に入港するところが明確であるならば捜査、臨検はできる、こういうふうな解釈によろしゅうございませうか。

○佐藤(達)政府委員 法律的に精密にかつ臆病に考えますと、私はたゞいまそういう結論にはなりにくいと思ひます。冷やかに考へてみれば、いわゆる入国管理関係の法令違反の、不法入国をその予備行為であるといふふうな形を外から見ればとつております。それをもつてしてたゞちに実力行動をもつてそれに向かうといふことは、たゞちにはつながら得ないことであらうと考へます。

○大久保委員 よくわかつたやうなわからぬやうなことでございしますが、私は自衛隊並びに海上保安庁の職員が、実務の實施上非常に困りはせぬかと思つてお尋ねするのであります。できるだけの職務の範囲については明確にしておいていただくことを希望いたします。まして次に進みます。

漁船の拿捕はしばしば日本海あるいは朝鮮海峡において起ります。あるいは北方の北海道水域においても行われ、あるいは東支那海においても一種の海賊行為のごとき突進すら起つておられます。こういう漁船の保護に任ずる海上保安庁の巡視船あるいは警備艦の自衛艦、こういう艦艇の武力行使の限界、相手国の船が日本の漁船を捜査、臨検をして拿捕しようとしておる、その場合にそれが不当な拿捕である、正當なる日本の漁業権を侵害しておる、こういうふうな認められた場合において、

海上保安庁の巡視船及び自衛隊の艦艇はいかなる行動をとるべきであるか、たとへばその海上において、日本の權益に対する不当なる侵害行為を行つておつた相手国の艦艇に対して、日本の船を返せ、日本の国民を返せ、こういう場合に、それを拒否したときにおいてわが方の艦艇はいかなる行動をとるべきか。またそれを拒否して、あくまで自国のもとへ拿捕してひつぱつて行く、こういう場合において巡視船及び自衛艦はいかなる行為をとつたらいいか、法制局長官の法律的な御答弁を承りたい。

○佐藤(達)政府委員 第一段の問題としては、わが方の漁船に対して不法な侵害行為を他の国の船が行つたという場合にございましては、現在言へば、海上保安庁あるいは警備艦、今回の案で言へば、海上自衛隊等の立場としては、もとよりわが国民の人命、財産、これを保護する権能を持つておるわけでありまして、国家として国民の保護権といふものを行使することは、これは当然のことであらうと思ひます。但しその場合における実力行動をこつちとしていかなる程度にとり得るかといふことになつて参りますと、これは一種の正當防衛あるいは緊急避難行為として一つの限界がそこにある、その限界の中において不当なる侵害を排除するために必要やむを得ざる実力行使はできる、これは理論上の問題として考えられるわけでありまして。

次に拉致されたわが国民を返して、それといつたのに返さないという段階になつて参りますと、おそらくそれはまづ外交交渉という問題で強くその方にかかつて行くということが事の順序で

あろうというふうに考えるわけであり
ます。

○大久保委員 海上においての問題を
主として私はお尋ねいたしております
が、海上において相手国の船が日本の
漁船を拿捕して行きます場合に、それ
を取り返すために周囲をぐつとまわ
る、向うの航行を阻害する、これはで
きますかどうかということが第一点で
あります。

次は、相手国の船が日本の漁船をひ
つぱつて行くというときに、どうして
も返さない場合、これに対して威嚇射
撃ができるかどうかということが第二
点であります。

第三点は、相手国の艦艇が直接的な
行動をして日本の艦艇に対して一つの
敵意ある態勢をとつた、この場合いか
にするか。この第三点はきわめて重大
であります。海上においては撃つか撃
たれるかあります。こつちが撃たな
かつたら撃たれる、弾薬を満載してお
つたならば一発で沈んでしまう。相手
の方がずつとこちらの方へ向いて来
た、こういう場合には緊急避難を適用
してよいかどうか。これを明確にして
いたいただきたいと考えます。

○佐藤達政府委員 要点はその当該
事態の急迫性の問題になるわけであり
ます。従つて現実の事態のこまかい条
件をいふ／＼つまびらかにいたしませ
んと、仮定的に勇ましいお答えをする
というわけにも私行かないことであろ
うと思ひます。従つて当該事態に对应
して、その事情に応じて、先ほど申し
ましたような、正当防衛あるいは緊急
避難の限界において実力的行動をと
ることは可能であるというふうに包括
的に申し上げる以外には、ちよつとお

答へができないと存じます。

○大久保委員 この点は非常に重大な
問題でございます。実は私は部隊の
第一線の部隊員を思つて言つたのであ
ります。中央において高等な政策を取扱
いあるいは大きな交渉をする場合は別
といたしまして、あの支那荒れ狂つた波
の上で、夜といわず昼といわず、しぶ
きをかぶつて哨戒護衛の任に當つてお
る第一線の職員に対して、包括的にい
づれの場合が正当であるか、お前たち
の判断に一任するのだ、こういうこと
を前線部隊に要求することは困難じゃ
ないか。ある程度自衛隊の職員に対し
てこういう場合にはこうしろ、こゝま
ではよいのだ、こういう限界を与えな
ければ、私はいたずらに前線の職員
をして混乱に陥らせ、ひいては海上に
おけるいたずらなる犠牲を与えるとい
うことを恐れるのであります。私は何
とかして自衛隊職員がほんとうに感奮
興起して国のために尽くしていただき
たい、こう考えますがゆゑに、私はこ
の点を政府において明確にされたいとい
うことをこゝねがう次第であります。

ただいままでの御答弁は非常に抽象的
でありまして、私は前線を思つてま
ことに不憫なものを感じるのでありま
す。何とかこの点は一日も早く政府に
おいて明快にされんことを希望してお
きまして、後日に質問を留保しておき
たいと思ひます。

次に私は前会の質問に引続きまし
て、政治と軍事の問題に入つて行くわ
けでございますが、木村長官にお尋ね
いたしたいことは、今日はやはりシヂ
アイアン・コントロールの立場から防
衛庁長官は國務大臣でありますから、
これは文民でなければならぬ。文民

というものは旧軍人は入らないとい
うのが憲法解釈でありまして、一体
この解釈はいつまで続くものであるの
か。あるいは制限は入らないという意
味に解しているものであるのか。アメ
リカにおきましてはマーシャル元帥が
国防長官になりましたときは、マーシ
ヤル長官一代に限る、こういうような
特別法を国会が審議いたしまして、現
にシヂアイアン・コントロールの原則
を確立いたしておる次第であります。

昨日も私が御質問申し上げましたよ
うに、わが国におきましてシヂアイ
ン・コントロールがわずか一年にして
かわつて行つたに似てゐるわけであ
ります。私は残念に感ずるのであります
が、この防衛庁長官の将来のシヂアイ
ン・コントロールがいかに確保されるか。
この点について木村長官の御答弁を承
りたいと思つておられます。

○木村國務大臣 昨日も御質問の際に
申し上げたのであります。建前とい
たしまして政治が軍事に優先する。御
承知の通り旧軍人はなかりしとき
においては、この建前がくずされてお
つたのであります。これがわれ／＼の
国を破綻に導いた一つの大きな原因で
はなからうかと考えております。そこ
で新憲法下におきましてはどこまでも
政治が軍事に優先する、この建前をと
つて行く、これが大きな一つの原則で
あります。

それでシヂアイアン・コントロール
ル、わが国内ではこれを文民優先とい
つておりますので、建前といたして、
今後創設されます自衛隊については、
制服の者も平服の者も互いに手を取り
合つて行かなければならぬ、こゝで対
立関係があつては将来に禍根を残すの

だ、いたずらに對立相剋をしたなれ
ば、また旧軍閥の復興のような不幸な
目にあらうのではないか、このときこの
際、ほんとうに制服と平服とが互いに
手を握り合つて日本の国防の第一線の
任務について、国民の信頼を得なけれ
ばならぬ、こう私は考えておるのであ
ります。そこで御審議願つております
防衛庁設置法案におきまして、現在の
保安庁法におきましての次官、局長、官
房長、課長の任につく者は三等保安
正、三等警備正以上の者はなれないこ
とになつておる。一たびそういう服を
着た者は服を脱いでもなれないといふ
ことになつておる。これではいかぬ。

たとい一たび制服を着た者であつて
も、りつばな人であつてその任にたえ
る者はならせなくてもいいのではない
か。この建前を私はとりたいて、こう考
えておるのであります。一たび制服を
着た者がさういふポストにつくことが
できぬといふことになりまして、そこ
に恐るべき對立関係が出て来ることに
なるわけですね。お互いにいひゆる人事
の交流はあつてしかるべきだ、私はこ
う考えております。シヂアイアン・コン
トロールのことを盛んに申されるので
あります。え、してさういふことで
文民優先といふことになりまして、上
の方の者はわかつております。間違ひ
ありません。しかしややとすると下
部において平服が制服よりも優等な地
位についているのだ、お前たちはおれ
たちより下の者だ、こういうことを頭
から考へて行かれると、今の相剋摩擦
が非常に災いをして来るのではない
か、これではいかぬ、かるがゆゑに一
たび制服を着た者であつても、適材で
あれば内局において勤めることができ

るのだ、現在の保安庁法によるいわゆ
る禁札を取下げ方がよろしい、こう
いう考えから御審議願つております
防衛庁設置法案においてはさういふ制
限を撤廃した次第であります。今後私
はどこまでも第一の原則として政治は
軍事に優先し、しつとして第二段にお
いては制服を着ている者も平服に至る
者も互いに手を握り合つて融合和合を
して行く、こういう建前をとつてお
るのであります。

○大久保委員 私が御質問しました一
つの要点が抜けておりますが、防衛庁
長官は文民でなくてはならぬ、これは
旧軍人あるいは制服といふものは入ら
ない意味であるかどうかということ
であります。

○木村國務大臣 憲法のいわゆる國務
大臣は文官でなくてはならぬ、こうい
う規定が掲げられておるのでありま
す。そこでこの文民とは何ぞやといふ
ことについて議論されてお
ります。御承知の通りこれは憲法改正の
ときに、衆議院通過の際にはさういふ
規定はなかつたのであります。参議
院においてこの規定が附加されたもの
と記憶いたしております。それでこの
文民といふものの解釈についてはい
ろいろ言われるのであります。新憲法
下においては武民といふものはないわ
けであります。そこでいふ／＼議論さ
れた結果、旧職業軍人にあつた者がこ
の武民に當るのではないか、さういふ
議論をされて、定説とは行きませ
んが、現在のところはさういふに解釈さ
れておるようであります。これは一定
の確立された解釈とは申すことはでき
ぬと私は考えております。これは私個
人の意見であります。そこでこの解釈

をとりまします以上は、いわゆる防衛庁長官は旧職業軍人ではないかというところに解釈されるべきものと考えております。

○大久保委員

困難なる防衛庁創設の任に当られる木村長官の御苦労は十分拝察できるのであります。また制服と平服とを渾然一体化しようという御意見も私はわかり過ぎるくらいわかるのであります。私はもちろん制服の中にもりつばな人はいりつばな人であり、また旧軍人の中にもりつばな方がいるということも私は知っております。ただ問題は従来作戦の要求ということによつて不当なことでも押しまくつてしまふ、こういう一つのかたわりの部隊意識、こういうものがはびこりましてはたいへんであります。また日本が長い間閉鎖になれておりますから、これを将来何とか民主的な方法で編成をするということにつきましては、どうかこの上にも木村長官は毅然たる御方針でお進みになるようにお願いしておきます。

次に私は国防会議についてお尋ねしたいと思ひます。国防会議の目的、性質であります。これは軍政軍令を統合したものでありますならば、私は木村長官のお立場と重複して来はせぬかと思ふ。木村長官は今度の防衛庁におきましては軍政軍令を統合された立場であります。国防会議はさうな性質を帯びるならば、木村長官すなわち防衛庁長官との関係をいかに調整をせられるか、また国防会議は数大臣をもつて編成された五相会議のようなものであるということでありまうならば、これは内閣の中にまた一つの会議体ができるといふことに相なりまし

て、内閣と重複するような気持もいたしますが、この点は憲法上いかなるものでありまう、御答弁をお願いしたいと思います。

○木村国務大臣

このたびの防衛庁設置法案の四十二条におきまして国防会議を置くことになっておるのであります。この国防会議はどこまでも内閣総理大臣の諮問機関でありまして、決議機関ではないのであります。そこでこの国防会議において一体何をするのであるかと申しますと、一國のいわゆる国防の基本方針をまず第一にきめて行く、次にこの国防計画の大綱をきめるにつぎまして、もう一つの産業の調整の計画の大綱をきめて行く、これが主たる任務であります。最後に最も重要なことは、いわゆる防衛出動の可否を決する。外部からの不当な武力攻撃のあつた場合に、防衛出動をなすべきかいなやをここできめて行く。そうして内閣総理大臣の諮問に應じようといふことを目的としておるのであります。要は日本の最高防衛方針をここで確立して行くといふことが目的であります。時々刻々に迫ります日本の防衛態勢をいかに整えて行くべきかといふ具体的問題になります。これは防衛庁長官が内閣の補佐を受けて、あるいは幕僚長の補佐を受けて計画を立て、これを実施に移して行くわけでありまうから、決して両者紛淆するおそれはないものと考えております。もとより防衛庁におきましては、長官の補佐として内閣においては参事官制度をとり、各幕僚長がみずから計画を立てたものをもつて長官を補佐するといふ建前をとつて行きますから、日本の防衛態勢を整える上にお

いてはこの制度が最もよからう、こう考へておる次第であります。

○大久保委員

ただいま長官の御答弁で、法案には明文がございせんが、諮問機関であるか、建議機関であるか、決議機関であるかという点につきましては、これは諮問機関である、こゝういふことでございしたので、次に参ります。

次に国防会議の構成であります。いかなる構成をおとりにするか。この構成の中に民間人、まゝ旧軍人も入れたいといふことも承りますが、この国防会議の構成はいかなる構成であるか、責任制との関係はいかなるものであらうか、この点についての御答弁をいただきたいと考へております。

うちの片寄つた軍事的な面から国防会議が運営されるようになります。これはいづれの方角をおとりになりますか、この辺についての長官の御意向を承りたいと思ひます。

うちの自衛隊をつくつても何ものならぬであります。これにつきましては上からかようなことをしるか、かような精神を持っていかういふことを強圧的にやるべきものではないかと考へております。隊員の自発的に盛り上つた精神をそこに上つげなければならぬ。それについてわれわれも協力し、指導をする必要があるものであります。そこでそこへ向いてその精神のよりどころを持たせるかということにつきましては、結局のところ、私はいわゆる愛国心であらうと思ふ。われわれ三千年来祖先から受継いだ日本の国土の平和と独立を守る、一朝事あつたときには、日本の安全のために身を犠牲にして行かなくちやならぬ。これは日本国民全部そうなくちやならぬのであります。特に自衛官たるべきものはここに精神のよりどころを求め、われわれは日本の祖国を守るたつとき任務につくといふ自覚と抱負を持たなければならぬ。矜持を持たなければならぬ。いふことを考へております。それと同時に、先般山本君の御質疑に対してもお答えしたように、今後自衛官は国民の信頼を得なければならぬ。国民の信頼なくしては決してりつばな隊員もできなければ、隊も成立できないのであります。一個の社会人としてりつばな尊敬に値すべき修養を身に付けるといふことを私は心がけさせたいと考へております。第三には、保安隊員は上下一致、上の命令は下に通じて、よくこれを守り、下の者はよく上の命令を守り、また上の者は下の者をよくいたわり、互に上下相和する心構えを持たなくちやならぬと考へております。第四には、隊員相互の間にはどこ

までも和衷共睦、互いに手を握り合つて、日本国土の防衛の任につくのだという親しみの心をここに持たせないうやならぬ。第五には、十分に訓練をする。保安隊、警備隊の日々の訓練によく心を配つて、心身ともに健全なる保安隊員たることに心がけなければならぬ。但し昔のように、何々訓令とかいうような形でこれを押しつけて行くという態度は私はとるべきものではないと考へております。これはそのときそのときに隊員と直接の密接な關係を持つて、終始そういう方向に向けることが何よりも肝要だろと私は考へてゐる次第であります。

○大久保委員 ただいまの御答弁了承いたしました。ただいまの五つの精神の中を貫くものは、私はやはり祖国愛の精神であらうと考へるのであります。

そこで私は次にお尋ねしたいと考へますことは、木村長官の人命に対する考へ方であります。この点はきわめて重大な今後の問題になつて参ると思ひます。そこで従来の日本の軍の編成その他におきましては、葉隠精神、武士道とは死ぬことと見つけたり、あるいは生きて虜囚の辱めを受けず、となく死なれといふこと、あるいは海上に漂うてゐるときも、銃を渡の上に上げて、遂に自分はおぼれ去つた、こういうような一つの事態も起つております。今後一体隊員の人命に対する考へ方をいかに考へるか。身を鴻毛の軽きに比するところとは、なか／＼勇壯ではありますけれども、そういうたよる、人命を軽んずる、これを輕視する、こういうような考へ方でありまして、作戦もきわめて容易である。よ

し、百人殺してもそこをとるのだ、こういうことになつて来まして、部隊指揮上非常に安易な作戦になるのじやないか、また人を殺してもいいのじやないか、こういう考へ方をいたしましたならば、科学的な戦術、科学的な武器を考へようといふ一つの考へ方がなくなる。私が人命を今後の自衛隊はいかに考へて行くかといふことについてシヴィライアン・コントロールといふのは、從來の日本の伝統的な行き方について今後いかなる哲学を持つか、この点について先ほどからシヴィライアン・ニューブレマシーの問題を言つておるのであります。今後の部隊といふものは、人命に対する考へ方をどうするか、これに対して、私はきわめて重大な問題を含んでおると思ひます。これは同時に、自衛隊の隊員は捕虜になるといふことを認めるか、認めないか。自分のなすべきことを尽さずして、捕虜になる、これはきわめてさげすむべきことである。この問題を長官はいかに考へになるか。トラファルガーの海戦においてネルソンは、イングリッシュ・ド・エグスペクト・エヴリ・ボディー・ツウ・ドウ・ヒズ・オウン・デューティといふ信号旗を掲げた。ネルソンはトラファルガーの海戦においてはデューティといふものを高く信号塔に掲げたのであります。東郷元帥は日本海海戦において、皇國の興隆の一戦にあり各員一層奮勵努力せよ、こういう信号旗を掲げましたけれども、各員一層奮勵努力せよといふのは、その前に身を鴻毛の軽きに比するといふことがあつたから、こういう抽象的な信号で私はよかつたと思ふ。このデューティとい

うものをどう考へるか。またこれらのネルソンや東郷元帥がかつて信号旗を掲げたかといふことに對して、今後長官はいかなる理念をもつて部隊を御指導になるか、この点に對する長官の哲学と、御信念を承りたいと考へる次第であります。

○木村國務大臣 私は民主主義の根柢をなすものは、人間の尊厳を自覺することであると思ひます。みづからの人格を尊重すると同時に、相手方の人格を尊重する。この人格の尊重の裏づけをなすものは、人間性を尊重するといふことであると思ふ。人間ほど尊きものはない。この人間がいかなる鴻毛のやすきに任ずる、これは昔からよく軍人が言われておるのであります。この鴻毛のやすきに任じておるといふことは、軽々しく身を捨てるといふ意味ではなからうと私は考へております。私はこれはいい意味に解釈しております。一旦有事の際においては、いかに身を犠牲にする覚悟を持て、この覚悟がなければいかにぬのじやないか。そこで、あなたの今仰せになりましたような、責務を果さない前に身を軽々しく捨てるといふことは、これはむしろ私は卑怯だと思ふ。自分は徹底して義務を遂行し、倒れて後やむという精神がなければいかぬと思ふ。もちろんこの義務の履行といふことが先に立つべきものと私は考へております。そこで部隊員に對しまして、軽々しく命を捨てるといふことは、とんでもない間違ひである。どこまでも人間性を保つて行く、人間の生命の尊いことを十分に自覺せしめる、しかし一面において義務の遂行といふことを私は強調いたしましたのであります。義務を遂行

して、命を全うするといふことは、これは上の上であります。命を全うすることに至らずして、義務の履行ができな場合もありません。義務を履行するがために、命を捨てなければならぬ場合もあると私は考へます。その場合、国家のために義務を履行する、いわゆる日本の公共の福祉のためにやむを得ず身を捨てなくてはならぬ場合もあり得ると考へます。そのときには喜んで身を捨ててゐるのが男兒の本懐とすところであると私は考へております。しかししも／＼は人間の尊いといふことを各員に十分自覺させなければならぬ、軽々しく命を捨ててべきものじやない、どこまでも命を全うして、義務の履行をしなければならぬ、こういうぐあいにあるべきものであると私は考へる次第であります。

○大久保委員 ただいま木村長官から男兒の本懐といつたやうなきわめて決然たるお言葉を承り、また義務を尊重するといふむしろネルソン精神に近いお言葉を承りましたが、これは私も非常に同感であります。とかく權利は要求されて、義務を尽さない、こういう精神の横行しているときに、何が義務であるか、この点を明確に今後御指導になることを希望いたします。次の質問に移りたいと思ひます。

次に、ただいま長官の言われた男兒の本懐、義務を尽すといふ点からいまして、防衛出動が命令されました場合には、当然相當の犠牲者の出ることとはあらかじめ覚悟しておかなければならぬ。今度の自衛隊法において、あ

か。この点はきわめて大事な問題であると思ひます。何と申しまして、抽象的な下命令だけでは人間は動かぬものであります。自分が死んだ後に、自分の妻子、遺族に對して後顧の憂ひがないといふことがきわめて大切なことであると私は思ひます。私も終戦後相当多くの部下をみずから指揮いたして参りました。私自身もほんとうに苦しい思いをして参りましたが、一つの大事は、最近の青年はやはり割切つてゐるということです。そこでやはり自分の死後いかなる処置が行われるか、防衛出動に際してはいかなる待遇が行われるかといふことを、あくまで明確にしていただくことが必要であるといふことは考へます。そこで私はそれらの出動に關連いたしまして、いかなる手当が行われ、あるいは犠牲者となり

ましたときに、それに対してはいかなる処遇が行われるか、この点について長官の御答弁を承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 不幸にして防衛出動があつた場合に、日本のために身を犠牲にした人の遺族に對する手当、もう一つは本人に對する賞勲の手当、これはごもつともであらうと思ひます。われわれといひましては、どこまでもその点に十分な考慮を払わなくてはいかぬものであると考へております。そこで賞勲の問題につきましては、近く御審議にならうと考へております。榮典法においてそれらの点は明確になるものと私は予想いたしております。どこまでもその人の名譽のために相當の國家の手当はしなければならぬ、これを表彰すべき何らかの方法を考慮することとは當然の義務と考へております。近く榮典法案において十分御審議願へる

ものと私は考えております。次には物的の方ですが、これも私は国家として、そういうふうな場合において最善の手当をすることは当然であろうと考えております。とにかく日本の国土の防衛の任に当つてもつた人たちは、その遺族、これを保護すべく、私は国家として十分厚い手当をすることが当然であると考えております。それらの点についてどういふ方法を講ずべきかということにつきまして、われわれはいたしまして、いざそれ十分検討中でありまして、いざそれらの点に成案を得ました以上は、法律その他をもつてこれを制定して御審議をお願いしたい、こう考えております。

○大久保委員 この点は目下制定中であるということでございますから、深く追究いたしません、どうかこの点を一日も早く明確にしたい、このことを希望する次第であります。

次に私は希望として申し上げておきますが、海上保安庁の職員を指揮下に入れられますが、この海上保安隊と自衛隊との待遇の公正、これはきのうも質問いたしましたように、十分御審議の際に取入れられんことを希望いたします。

次に私は厚生省並びに引揚げ関係にお尋ねいたしますが、今度の自衛隊の隊員が防衛出動に喜んで出て行くというところのために、従来の傷兵軍人に対する処遇、遺族に対する援護の措置、あるいは引揚げ者の在外資産の補償措置、こういうふうな戦争犠牲者に対することができるだけの処遇というものを、国家は講ずる必要があると考えております。これらの点につきましては厚生省並びに引揚げ関係の資産補償関係

でいかなることをお考えになつておりますか、簡単によろしゅうございませうから御答弁をお願いしたいと思います。

○田邊政府委員 厚生省といたしましては現在戦傷病者戦没者遺族等援護法というものによりまして、戦傷病者に対しては年金、戦没者に対しては年金額あるいは弔慰金を支給しております。しかしこれらはいずれも旧軍人軍属を対象としたものでありますので、今後の問題はこれらとは別に考究いたさなければならぬ問題だと考えております。そのほか同法律では戦傷病者に対しては、医療及び補給具の支給というものをいたしておりますが、これも同様過去の軍人軍属というものを対象としております。

一般の身体障害者に対しては、戦争による身体障害者であるその他のものとを区別せずに、身体障害者福祉法という法律がございまして、これによつていづれの更生上の指導援助をいたしております。また遺族につきましても、未亡人あるいは子供等が対象になると思いますが、これは一般の未亡人と同様に、あるいは資金の貸付であるとか、あるいは母子ホームの建設であるとか、かようないづゆる更生援護の方法によりまして援助をいたしております。そのような次第でございます。

それから在外資産の問題は大蔵省の関係でありますので、大蔵当局からお答えがあると思ひます。

○窪谷政府委員 在外財産問題処理の一般の方針につきましては、実は私の局でございまして、理財局の方で所掌いたしております。従ひまして私が御答弁申し上げるのはいかかと思ひますが、現在進行しております状況は、

在外財産問題調査会というものを設置いたしました、それにいかなる処置をなさすべきかということをご質問いたして、お答えいたします。その調査会におきまして数回にわたりました審議があつたのであります。根本方針を立てますことは、なか／＼憲法上の問題あるいはまた財政上の問題、非常に困難な問題がございまして、これは目下検討をいただいております。

それと切り離しまして、さしあたり終戦当時こちらに送金いたしましたものの処理がまだついておりませんし、それから外地で金融機関に預金をいたしました預金の処理がまだついておりませんので、これは引揚者対策とも関連をいたしまして、在外財産の一般の処理と切り離して処理をいたしたいというところで、目下法律案を提出いたしております。御審議を願つておるような状況でございます。大体の状況は以上でございます。

○大久保委員 これをもつて最後といつたしますが、木村長官に最後の点をお尋ねしたいと思ひます。先ほど後援の憂いなくするために、金銭的な措置は実はせつなく検討中である、精神的な面におきましては榮典の問題を考えておる、かような御答弁でございますが、榮典の問題と同時に、私がこの際御質問したいと考へますのは、やはり先ほどの人命に関する問題であります。人間が一命を国にささげて国家公衆のためにその犠牲にする、こういう際において、ロシヤのような宗教のない国ならばいざ知らず、いづれの国におきましても、民族が宗教を信ずる国におきましては、その英魂に対して何らかの慰藉方法をとつてい

ない国はないと私は考えております。重要な問題は遺族にいたしまして、本人にいたしましては、人間はパンのみにて生きるのにはあらずでありまして、やはり英魂に対していかにして自分の霊をまつた問題かということをはきわめて重大な問題であり、現在におきまして、遺族が困苦欠乏に耐えて歯を食いしばつておられますのは、私はやはり英霊が靖国におまつりされておるからだと思います。この犠牲者の慰霊の問題につきまして、長官はいかなるお考えを持っておりますか。この点を最後として私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○木村国務大臣 われ／＼は防衛庁を設置いたし、自衛隊をつくることを考へて、ただいま御審議を願つておるわけでありませう。私は実は世界の平和の一日も早く来らんことをいひながら一人でありませう。つくることがつくりまするが、これはまつたく日本の外部からの不慮の侵略に対して、日本の国を守るうとする趣旨にはかならないのであります。われ／＼は外国に対してあえて戦争をする意思のないことは、日本国民みな考へておるところでありませう。そこで国際情勢がだん／＼よくなつて参りまして、外部からの不当な侵略のないようなことを期待するのであります。ことに至つて、身を犠牲に供した人に対しては、国家的にこれをおまつりをするということは大いに考へられるべきことであると思ひます。しかしながら具体的に今どうすべきかということとは、実はそこまで考へておる段階ではありませう。と申しますのは、われわれはどこまでも日本の平和をいひね

がつておる、かような危険の来ないやうに何とか処置するべきことをいひねがつておるのでありまして、今の段階においては、少くともそこまで進んで、そのおまつりをどうすべきかということにまでは考へは進んでおりませう。

これは私の率直な御答へであります。

○大久保委員 私はもう質問を打ち切ろうと思つておりましたが、一点だけお尋ねしたいのですが、私ももちろん戦争というものは遠いと考へております。またそういうことをいひながら、外務委員会でも申し上げましたように、日本の近海において、一万人の人間が拉致され、六百隻の日本の公船もしくは私船が拿捕されておるといふ場合において、私は自衛隊がこれを防止するためには、その全力を尽くすことは当然の責務であると思ふ。今後におきましては弾薬を積み、弾薬庫に満載しておる。一発くらつたならば轟沈するのであります。一船が沈めば百人二百人の犠牲者はすぐ出て来る。長官は戦争は遠いといふことで、この犠牲者に対するまつりを遠いもののようにお考へになつておられますけれども、私は今後戦争に至らぬでも、日本に対する脅威、侵略というものがいづ／＼な形で海上においては身近にあると考へる。そういう場合においても、やはり遠いとお考へになりますかどうか。これに対してはいかなる御処置をおとりになりますか。戦争という問題ではなく、自衛隊法に盛つておる行動の範囲内において起つた手近な犠牲者に対して、どのような処置をとるか、長官の御抱負を伺いたいと思ひます。

○木村国務大臣 ごもつともな御質疑

でございます。外国からの大きな武力行為でなくとも、手近な事故において国家のために命を捨てた人、その祭りをどうするか、これは私は考えなくちやならぬことだと思ひます。また将来不幸にしてきやうなことが起る可能性は、十分にあるのであります。しかし、しからばどういふお祭りをするかというところにつきまして、対案は持つておりません。十分検討いたしたいと考えております。

○大久保委員 幸いにして長官と意見が一致しまして、至急研究するというところでございますから、一日も早くそういう態勢が確立することをいねがひまして、私の質問を打ち切ります。

○稲村委員 下川委員より関連質問の申入れがありますから、この際これを許します。下川儀太郎君。

○下川委員 先ほど来から大久保元海上保安庁長官と木村長官との日露戦争を思ふすやうな質疑応答がありまして、はなはだ愉快に聞いたのであります。ところでこの質疑中に、自衛隊の指導理念の問題が出て参りました。しかもその答弁には、やはり木村長官の戦陣訓のごときいろ／＼な話もございまして、その中で国民の信頼あるいは自衛隊員の自覚ということが主張されました。はなはだけつこうなことであります。これはひとり自衛隊員のみならず、国民の生活上最も指標となるべき言葉であります。ただ私は国民の信頼感を自衛隊が得る、あるいはまた自衛隊自身が自覚して国民の信頼にこたへるといふことはわかりますが、これはひとり自衛隊員のみならず、国民の自覚、いやしくもその指導に当る人々が自覚しなければならぬ、みず

から国民の信頼にこたへなければならぬ。ところがはなはだ個人的には尊敬しておりますけれども、最近いろ／＼と保安協会あるいは盟友会等との問題が新聞紙上ににぎわしてゐる。これはわれ／＼の質問に答える長官自身が、そういうもの／＼の不純な世評に対する釈明が明確にされてゐない、これを長官はどのようにお考えでありましようか。

○木村国務大臣 もちろんお説の通りであります。保安隊員、将来の自衛隊員だけにきやうなことを求むべきものではありません。内局に勤めておる者、われ／＼一同が、国民の信頼を求めらるやうに行動することは当然なことでありまして、それで今下川委員の仰せになりました点でございしますが、具体的に申しますと、保安協会の問題であります。これは保安協会のどこに悪いところがあるか、保安協会自体は外郭団体でありますので、保安協会について私はとやかく申すことはできません。しかし保安協会において何やらやましいところはない。これは多くは世間の誤解であらうと私は考えております。また保安隊内部においても／＼のことがあつて、まことに遺憾であります。それらについては将来とも十分自制をして国民の信頼を得るやうにやりたい、こう考えております。

○下川委員 私も木村長官の人格をそう信じたのであります。ところがいろいろの問題がやはりとりざたされておりますし、この防衛二法案についてのは非は別といたしまして、今後の審議あるいはまたこの性格の上において、いろ／＼な支障を来して来ると思ふ。たとへばきやう見たのですが、これ

は大蔵省関係で、保安隊の菓子用に昨年五百トンの碎米を払い下げた。これは保安隊の共済組合に払い下げた。ところがこれが保安隊の菓子に使われず、そのまゝ業者に横流しされてゐる。この真相がこれは大蔵委員会の二十二、二十三、二十四、二十五号に載つておると思ひます。しかも横流しされた事実を食糧庁の方で認めておられま

す。こういうことが速記にもいささか載つておる。これもまたわれ／＼議員として大きな疑念を持つ。しかもその保安隊の共済組合の理事長あるいは本部長が木村篤太郎の名になつておる。そうなりますと、あなたは知らなくて

も、勢いそこに大きな疑問を持たれるのであります。その明細を申し上げますと、昭和二十八年二月十日百トン、六月二十三日二百トン、九月十九日二百トン、都合三回にわたつてこれが払い下げられておる。そうすると、当時の裸で一トンは五万五千五百円、それから当時の輸入外米の価格がトン当たり七万一千八百円でございます。すると総計にして、裸にして二千七百万円、それからこれを輸入外米の価格にする

と四千四百四十万という膨大なものになつて来る。今日国民の生活が非常に窮乏して、しかも労働者の加配米が月に十五日しかない、こういう際に、その払い下げた碎米が保安隊自身の菓子用に使われてゐるのならば、いかに使われず業者に流されるというところになると、これは大きな問題になつて来ると思ふ。しかもこの真相を、たとえば大蔵委員会において食糧庁の人が認識しておるとするならば、これは大きな政治的な問題だと思ふ。従いま

して、単に私は木村長官の人格を傷つけるために言うのではない。共済組合の理事長あるいは本部長として、あなた自身の名前が載つておる。その名のもとにきやういふものが払い下げられ、横流しされたとするならば、これは今後自衛隊や防衛庁が設置されたとしても、きやういふ疑惑のうちにわれ／＼が進行をするということに対して実に心外だと考へるのであります。先ほど来国民の信頼あるいは隊員の自覚といふやうなことがる言われておる。しかしその言葉を裏切るやうな、国民の信頼を裏切り、自衛隊の自覚を裏切るやうなものが、その保安隊内にあるとすれば、これは百の説法一つで終えてしまふ、私はきやういふことに思ひをはせて、もちろん隊員の自覚を要請し、あるいは国民の信頼を求め、指導者自身がみずからえりを正し、みずから自己反省のもとにきやういふ審議をわれ／＼に求めてこそ、信頼さるべき政府当局だと思ひますので、ひとつその所見を伺つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 ただいま切々たるお言葉をちょうだいいたしました。私は事実を明瞭にしていないのであります。もしもそれが――事実であるでしょう、今のお話のごとくまことに申訳ない、きやういふことがあつては相ならぬのであります。十分に私はその事実を明瞭にいたしまして、何分の処置をいたしたいと考えております。

○加藤政府委員 ただいまの下川議員の御質問の中に、あられの問題がございしましたが、私どもの承知しておる範囲のことを御説明申し上げたいと存じます。これは前々から部隊の若い隊員の諸君の中から菓子類の要望がございまして、安価で満腹感を与える米菓類

を取扱たいという希望が、地方の個々の部隊の方であつたのであります。県庁の方では、これは食糧庁の方で一括して扱つてもらいたいというやうな話がございしたので、昨年の二月に共済組合本部と食糧庁と話し合ひまして、百トンの割当を受けました。それから昨年の六月二百トン、九月に二百トン、合計五百トンの割当を受けたのであります。この処理につきましては、岡山にあります山崎農産企業組合というところに契約をいたしまして、すでに第一回の割当百トン分については、昨年の五月から六月の間に部隊の各支部にあられて納入されておりました。その以後の分につきましては、隊員の要望に沿ひまして、甘味とから味の幾種類のものに分けて加工されておりました。逐次部隊に納入されておりました。これは部隊の方ではPXに委託商品として取扱つております。その間に横流しがあつたといふやうなことは承知いたしております。

○下川委員 これは今後の木村長官の意図する精神的な問題にも関連し、われわれの政治的な問題にも非常に影響を及ぼすので、私は個人攻撃はきらいであります。木村長官のその人格は信じた。しかし事実がきやういふ形になつてゐる／＼表現されてゐる以上、明確にする必要があると思ふ。どの業者がいつどれほど横流しされたか。これを十分調べて、やはりこれはあなた

答弁書あるいはまた詳細な調査書をおられの手元にいただくことを要望いたします。これで打ち切ります。

○稲村委員長 辻政信君。

○辻(政)委員 質問したいことが非常に多く、与えられた時間が制限せられておりますので、簡単に聞きますが、簡単に長官もお答え願いたい。

第一にお伺いしたいことは、日本防衛の根本方針をどこに置いておられるかという点であります。政府の計画は多分にアメリカに範をとつておられるように見受けるのでありますが、日本の置かれてある国際的な立場はむしろスエーデン、フィンランド、スイス等米ソ両陣営の間にみずからの方によつて中立を保つてゐる諸国に近いものがある。日本の防衛はそれらの国に学ぶべき点が多すぎるのであります。

はたして保安庁においては、今申しましたようなスエーデン、フィンランド、スイス等の防衛態勢についてどれだけの權威ある研究をされているか。いかなる資料があるか。これについてまず承りたい。資料があるならば審議期間中に御提出を願ひたいのであります。

○木村国務大臣 お答えいたします。日本の防衛態勢がいかにあるべきかという件であります。これは日本の与えられたる標題がまつたくスイスやスエーデンとは異にいたしてゐると私は考えております。そこで日本は日本独自の防衛態勢をとるべきであらう。これは当然の事理であります。そこで日本がしからば独自の自分だけで防衛態勢を整えて行けるかと申しますと、これはとうていそうは参らぬのであります。残念ながら参りません。申すまでもなく日本とアメリカとの間に日米安

全保障条約をつくりまして、そうしてお互いに手をとつて日本の自立と独立を守つて行こうというところは辻委員御承知の通りであります。この点から見ましても日本はスイス、スエーデンあたりとはまつたく事情を異にしてゐる。われ／＼といたしましては、現段階においてアメリカの駐留軍と互いに提携して日本の防衛態勢を立てて行こう。それには日本はどうすべきかという観点から、たゞいまのところ防衛態勢を逐次に研究し、また案を立てつつある次第であります。

○辻(政)委員 研究されたことがあるかどうかという問いであります。スイス、スエーデン、フィンランドの防衛態勢に近い弱国であり、米ソの中間に位置する日本であります。でありますから、少くも政府はそういう諸外国の例を真剣に検討されて、とるべきものがあつたらざるが当然ではないか。アメリカの態勢そのものに追随し模倣するのが適当じやない。いかなる研究をされているか。もう一回承ります。

○木村国務大臣 むろんわれ／＼の方といたしましては、各国の防衛態勢については研究してゐるのであります。そこで今御指摘のスイスその他についての防衛態勢はどうやつてゐるかというところについては相当の研究はしております。

○辻(政)委員 それではその概要でもよろしくうごさいますからこの審議の期間中に資料として御配付を願ひたい。

けることを覚悟しなければならぬはずであります。これは明らかに日本を再び戦場にするという道に通ずるものであります。その方針に立つ防衛態勢はアメリカにおんぶしたものであり、具体的には陸軍を主体とし海空軍は米国に依存するびつこの形をとる。これは現にそうなつてゐる。それに反しまして絶対に日本を戦争の渦中に投じないという国民の悲願を守り抜くためには、一日も早く日本人で日本の防衛を完成し、すみやかに米軍とその基地の撤退を要求すべきものであり、その防衛は空軍を主とし陸海を従とする総合防衛力を日本の将来の目標にして整理すべきものと考へるものであります。この点に關しましては、本会議において質問した際に、緒方副総理は均斉のとれた一人歩きのできる防衛を目標とするとお答えになつております。

これこそが戦争の渦中に入らない道と考へますが、長官は現在とはちかくとして、将来その方向に防衛をお立てになるお氣持があるかどうか、それを承りたい。

○木村国務大臣 先刻申し上げました通り、日本が独自で日本の防衛態勢を立てて行こうということになりますと、きにおいては、もちろん今お説のような方向に向ふのが当然であらうと考へております。しかしその時期がいつ来るかという点にはさう遠いものであります。直に申しましては遠いものであります。か。というのは、さうな防衛態勢を持つというものは当分の間日本の財政力が許しません。財政を無視してかようなことをやると、かえつて日本を破綻に導くおそれがあるのであります。そこでやむを得ずアメリカと協力態勢

を整えて、さしあたり日本の防衛はどうかあるべきかということに計画を立ててゐるのであります。しかしわれ／＼におんぶしてゐるということは国民感情からいへば、またあらゆる点から考へてもいけなないのであります。一日も早く今仰せになりましてのようにアメリカから離れて、日本が独自の防衛態勢を立てて行かなければならぬと考へております。そこでさういふ場合においては、日本の防衛態勢上海を重しとするか空を重しとするか陸を重しとするかということになりますと、われ／＼といたしましては日本の日本はむしろ海國である以上、周囲を海に囲まれております以上は、海と空とに重点を置かなくちやならぬと考へております。しかしながらこの海と空の守りを強くすることというものは何分にも金のかかることでありますから、われ／＼といたしましては漸増的にさうな方向に今から向けて行くように努力いたしたい、こう考へております。

○辻(政)委員 それでは関連してお伺ひいたしますが、アメリカ軍の日本に駐屯している部隊は原爆防備という訓練を重点に置かれております。原爆に對していかに防衛するかということが在日米軍の教育の重点になつてゐるにかかわらず、日本の保安隊では何らそれがなされておらないのであります。もしあるならばあるとはつきりお答えいただきたい。ないならばなぜしないか。アメリカと共同してソ連に對して共同防衛を考へるからには、当然ソ連の原爆というものを考慮に入れなければならぬ。それを考慮に入れないでは防衛でない。しからば保安隊の防衛訓練というものは對原爆ということが最重点になるべきであります。いかなる考慮が払われているか。それを承りたい。

○木村国務大臣 私は原爆の使用ということとはもうすでに最後の段階であらうと思ひます。不幸にして原爆が用いられるようになると、要するにこれは第三次大戦であります。さういふことがあつては相ならぬのであります。不幸にしてさうなことになるので第三次戦争が勃発すれば、私は人類の破滅じやないかと思ひます。これはこの間のビキニ環礁におけるアメリカの原爆の爆発試験、これなんか私はアメリカとしてにソビエトに對する一つの大きな考へ方をもつてやつておるのじやないかと思ひます。むしろ使うというよりか、これをもつて軽く第三次戦争といふものはやるべきじやない、むしろこれを防衛するための一つのテストじやないかと私は考へておるのであります。第三次戦争が起つて原爆が使用されるということになれば、私はもう人類の破滅だと思ひます。われ／＼はどこまでもかようなことがあつてはならぬ、さすべきではない、こう考へております。

○辻(政)委員 アメリカ軍が原爆防護といふことを訓練の重点に置いておるといふことは御承知であらうと思ひます。起るから起らぬかは別問題としまして、われ／＼は最悪の場合にそれに備へるといふことが防衛の責任に當る人の一つの重大なる使命であると思ひます。さういふ点について私はアメリカの責任を問ひたい。自分の軍隊はそれをやつておりながら、日本人に對し、日本の保安隊に對し、何らそれに触れ

ようとしておられない。日本人はどうなつてもいいから、米軍だけが防護されればよいというような態度ははなはだよろしくないというふうに感ずるのであります。この原爆が恐ろしいということはわれ／＼日本人として骨身に徹しておるのであります。従いましてそれがこわいならば自衛中立の態勢をとる以外にない。岡崎外務大臣は戦時の中立は困難であるが、武装中立、すなわち自衛中立は理論としては成り立つ、非武装中立は成り立たない、こういうふうな答弁をされ、木村長官は中立を保つために防衛力を充実しなければならぬと答へられておるのであります。米ソの中間に中立は不可能であると説く人もありますが、スエーデン、スイス及びフィンランドの国々は、日本よりもさらに危険なる戦略的立場にありますが、毅然として自衛中立の努力を続けておるのであります。これは事実であります。その戦略的地位は決戦正面に近だけ日本よりもきわめて困難であります。日本においては必ずしもこれに違ひがないが、幸いに日本は戦略的地位が米ソの決戦正面ではない。かりに米軍が完全に日本を引揚げても、ソ連の大軍がただちに日本を直接侵略するということとは考えられない。従つて国力の許す限度における精鋭な国防軍でもつて万一の侵略を防ぐ道はあると私は考えるのであります。この負担は日本をまゐる裸にしてソ連の侵略にまかせたり、あるいは米国の先鋒かつぎで戦場になる危険に比べますという、はるかに忍び得る負担ではないか。政府としてこの見解を承りたい。

○木村国務大臣 私には日本がアメリカ

と手を握つて日本の防衛態勢を立てて行つておるからして、少くともわが国の平和と独立は維持されておると考えております。今ただちにアメリカ駐留軍が全部撤退したあかつきにはどうなるかというふうに思ひをいたすなれば、私は軽々しく日本独自だけで防衛態勢を整えるという事は危険であると考えております。当分の間やむを得ません。われ／＼はすみやかに国力を回復して、今辻委員の仰せになりましたように、日本自体の防衛態勢を整えて完全な中立を守つて行く態勢を整えて行きたい、こういう考えを持つております。

○辻(政)委員 長官は予算委員会、本会議においての私の質問に対し、間接侵略に対しては経済的な民兵制度を採用することに同意であり、研究するとお答えになりましたが、これはその後だれに研究を命ぜられ、いかに進められておられるか、あるいは長官個人の頭の中で研究するという御意味かどうか、それを承りたい。

○木村国務大臣 民兵組織の必要なることは私はまさに辻委員と同感であります。そこで民兵組織がどうあるべきか、またどういふ方向に向つて行くかということについては、私も相当の人と話し合つております。しかし具体的にどの線でもつてこれを進めて行くかということについての最後の決定はまだ到達しておりません。今後ますます、私はその方面についてしかるべき人の意見も聞き、慎重にこれを考慮いたしたいと考えております。

○辻(政)委員 次いでこの法案の本論に入りますが、入るに先だちまして、この二法案は自衛隊は軍隊たることを

前提として立案されたか、それとも軍隊にもあらず警察にもあらず、中途半端なものとして立案されたか、ということ、この前提がない限り、法案の審議というものは当を得ないのであります。ほんとうに軍隊にするならば軍隊らしい内容を持つべきであり、中間ならば中間ということになります。その点をひとつ、法案をお立てになつたときの根本的な前提、それを簡単に承りたい。

○木村国務大臣 これを軍隊という形でもつて考えたのかどうかという御質問であります。私は常に申しておるのであります。一体軍隊とは何ぞや、この定義であります。普通に言われまする外部からの侵略に対して対処し得るものをもつて軍隊ということであらば、まさしくこの自衛隊は軍隊であります。はつきり申し上げられます。そこで軍隊の性格のいかんによるのであります。少くとも防衛庁設置法第四條に「防衛庁は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする」と防衛庁の任務をはつきりここにうたつておるのであります。すなわち自衛隊はわが国の防衛の任務に当る、不幸にして外部からの武力攻撃があつた場合はこれを防ぐことを任務とするのだ、こういうことをうたわれておる以上はいわゆる軍隊の性格を十分に持つておるものとわれわれは了解する。ただ軍隊という言葉を使つていいかどうか、この問題だけを残すことと私は考えております。

○辻(政)委員 しかばその言を入れ

まして、軍隊的性格を前提としておる法案という見地から進めて参ります。それでよろしいございませうか。

第二にお伺ひしたいことは、文権優位の原則についてであります。たびたび議論が行われておりますが、文官優位、文民優位、文権優位という言葉がごつちやになつて使用されております。これに対して長官は明確な答弁をなさつておるのであります。それは軍事は政治に従属すべきものである、すなわち文権優位ということをお信となさつておたのであります。これはアメリカの州憲法に武権は常に厳格に文権に従属しなければならぬということ載つておるのであります。文官優位というふうな言葉は日本でもつくつた新語であります。世界にない。文民優位も同様。その意味において私は長官の明快な御答弁に敬意を表するのであります。しかしながらこの文民優位の文民という言葉が憲法にありますが、デモクラシーの本場のアメリカにおいてはアイゼンハワー元帥が大統領になり、またマシーナル元帥がトルーマン大統領のもとに同務長官をやつておつた。現在の日本でもはや過去の経歴に拘泥することなく人材を登用すべきものと考えるのであります。そこでお尋ねしたいことは、任用経歴の制限を今回撤廃なさいましたが、旧軍人の経歴を持つ者でも、現在制服を着ておる官俸出身の人でも長官、次長、局長、課長の任用に支障ないというふうな解釈していいかどうか、それともまた旧軍人出身者が依然として内局の課長以上にならないというお考えか、それを承りたい。

○木村国務大臣 現在の保安庁法によ

りまして、いわゆる旧軍人が内局に勤務することはできないということにはなつていないのであります。できるものであります。今度の保安庁法におきましては、前の保安庁法においては制服を着た者が課長以上の職に従事しないという規定があつたのであります。が、それを削除しただけでありまして、要は一たび制服を着た者であつても適当な人であれば内局においても勤め得るのだ、ここに区別をしない、一たび制服を着た者は内局に入れないというふうな禁札を掲げることが、要するに制服と平服との間に非常な摩擦を生ずるおそれがある。そういうふうなことがあつてはいけないというので、禁札を取去つただけであります。

○辻(政)委員 制服を着たという者の中に二種類あるのであります。文官出身で制服を着て三年たつた者と、長い軍隊生活をやつて保安隊に入つて制服を着た者がある。そのいずれも撤廃する御意思ですか。

○木村国務大臣 もとよりそうであり

において武権を構成してある。すなわち武権が文権に優越しないためには、大統領と長官の位置で二重の監督をしてある。これがアメリカの制度の特色であります。しかるにこの法案を見ると、第七条によりますと、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する」と規定しておりますが、総司令官としての純軍事的統帥指揮を補佐するのは一体だれか、これを承ります。

○木村国務大臣 内閣総理大臣が保安庁長官の直接指揮をいたします。そして保安庁長官がその総理大臣の指揮監督のもとに、それ／＼部下を直接に指揮監督することになっております。

○辻（政）委員 そうしますと総理大臣は総司令官たる立場において、幕僚を持たずに統帥指揮をなさるのですか。

○木村国務大臣 総理大臣の最高幕僚は保安庁長官であります。

○辻（政）委員 長官は幕僚ですか、指揮官ですか。

○木村国務大臣 幕僚であり、しこうして指揮官であります。

○辻（政）委員 そこに重大な認識の錯誤があります。これは根本問題です。逐次質問いたしますが、自衛隊法案の第八条に、長官は総理の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。但し陸、海、空自衛隊に対する長官の指揮監督は、それ／＼当該幕僚長を通じて行う、こうあるのであります。そこで長官は今おつしやつたように、幕僚であり、指揮官であるとお答えになつておる。問題は幕僚と指揮官についてであります。幕僚というものは指揮官の意思の決定を補佐するのが幕僚であります。指揮官というのは自己の意思

を決定して部下に命令する、これであり。従いまして幕僚というものは非常に広い視野に立つて、何でも意見をずば／＼言えるが、指揮官というものは冷徹な命令のもとに、一糸乱れぬような統率をやらなければならぬ。これを簡単に申しますと、幕僚は一家の女房であり、指揮官は亭主であります。女房というものは内助の功をやり、亭主は外で働く。女房は亭主を兼ねることはできないのであります。ところがこの防衛法案は、完全に至るところにおいて女房が亭主を兼ねておる。あるいは女房が亭主をしりにしておるということがある。でありますから私は最初に、これは軍隊なりや、あるいは軍艦でないならば、それ／＼も通つて参りますが、軍艦の性格を前提として立案する以上、それは許されぬこととあります。もつとつたんで申しますと、この原案におきましては、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長というものが、一面において長官の軍事に関する最高幕僚であるとともに、他面において陸、海、空の自衛隊の指揮官であります。命令を執行する者は指揮官であります。ここにも重大な過失が同じように犯されております。アメリカとはまったく違つております。アメリカでは陸、海、空の長官が幕僚であります。そしてそのもとに陸、海、空の参謀総長がある。統合幕僚機関はその幕僚長たる参謀総長を集めて構成してあるものであつて、陸、海、空の司令長官を集めては構成してない。明らかに幕僚と指揮官を区別しておる。原案を採用した場合に起る最大の欠点は何か。これは武権が文権を圧迫するということになるのであります。

す。昨日の東京新聞に「強引の林幕僚長に増原次長腰くだけ」という記事が出ております。これは的確に表現しておりますが、多分お説きになつたと思ひ、こういうふうになつた根本原因は、林幕僚長は陸上自衛隊の総指揮官として実力を背景に持つておる。この人が幕僚の立場において木村長官に発言することは、これは何としても重大な威圧を長官にお受けになる。武権というものが文権を圧迫する危険な制度がそこにあるのであります。そのことを伺ひたい。

いま一つは、事が起つた場合、たとえば北海道が侵された、そうすると陸上自衛隊の総指揮官は北海道の近くに行つて、現地の部隊の戦場指揮をやらなければならぬ。そうなりまして、東京におつて長官の女房役ができません。外へ出て亭主として働かなければならぬのであります。そこに指揮官と幕僚というものが事が起つた場合において收拾できないような混乱が起る。そういう観点からみると、この防衛法案を根本的に修正する必要がある。それは陸海空自衛隊には専任の長官を置くことにするものであります。その幕僚長が統合幕僚会議を構成する。幕僚と指揮官というものをばつきりと区別をなさつて、統幕議長は陸海空の幕僚長を通じて内面的に長官の補佐をする。こうすれば女房と亭主というものがはつきりして参る。そうでもしない限り、事が起るときはよろしうございませうが、いやくも軍艦の性格を持つておるとして、事が起つた場合には收拾できないような混乱状態になる。そうして長官が信条とされてい

る文権優位の原則を、力を持つた者が幕僚として威圧を加えて来るという結果になるのであります。これを根本的に改められる御意思があるかどうか、私は改めなければならぬものと信ずるのであります。御見解を承りたい。

○木村国務大臣 私は幕僚長であり、しかし指揮官であるといふことはさしつかえないと考えております。一面において軍隊の指揮をする、その者が一面において長官の補佐をするといふことは一向さしつかえない。

今、林幕僚長に関する記事をお読みになつたのであります。私は林幕僚長によつて何ら威圧を感じません。また増原次長もおそらく林幕僚長に威圧を感じたものでないと考えます。むしろ聞く／＼なことに對して幕僚長の意見を聞くことがあります。これは私は率直に聞きます。聞いた上でよいと思つたものは、判断した上はこれを実行いたしますのであります。その私の補佐役であります幕僚長が一面において実施部隊を指揮監督をするといふことは、これはさしつかえないと考えております。また今後できます統合幕僚会議におきまして実施部隊についてのいろいろの計画を立て、この面からも私を補佐して行くといふことになりまして、十分に統制がとれて行くものと考へております。

○辻（政）委員 これは世界に類例のない、日本独自の新しい制度であります。女房が亭主を兼ねておる、それでもさしつかえないとおつしやいます。これは事が起らないからそうおつしやるので、これは初步の常識を逸した案とみななければなりません。世界の通念からみますと、指揮官と幕僚を同

一に兼ねさすといふことは、世界のどこにもないのであります。日本独特のものである。これだけはさすがにアメリカにまねされておられない。しかしながら私の一票によつて修正することができないにしても、信念としてどこまでも間違ひであるといふことを申し上げておきます。

次に移ります。防衛長官は日本の現状ではいわゆる文民出身の場合が多いのであります。その意味において、総司令官たる総理に對しては、純軍事の最高助言者たる者は統幕議長ではないか、長官は勉強すればできるとおつしやるが、たいへん失礼でございませうけれども、純粹の軍の最高權威といふものは二年や三年のつけ焼酎でできるものではないのであります。一人前の軍事の専門家をつくるには二十年かかる、しかもこれは戦場の體驗を経ないといふ人前にならない。そういう意味において、私は武権が文権を圧迫することとは極度に排斥しますが、純軍事の知識というものは、相当の年月をかけてほんとうにやらないとできるものではない。でありますから、デモクラシーの本場のアメリカにおいても、大統領の軍事の最高幕僚長は国防長官じやない、純軍人出身の統合幕僚會議の議長であります。そういうことを考へになると、統幕議長にそういう人を選ばなければ、その人に純軍事に関する発言の機会をお与えにならぬと無理ではないか、この点いかがでございませうか。

○木村国務大臣 統合幕僚會議が長官を十分に補佐できると私は考えます。その長官がさらに総理大臣の補佐役として種々計画を立てて行くといふこと

については何らさしつかえない、こう考えております。

○辻(政)委員 これは非常に危険な制度でありまして、木村長官は人を得ておるからいいのですが、木村長官の位置にクーデターをやるような考えを持つた者がおりますと、これは完全にクーデターのやりやすい制度です、そういふことはお考えになりませんか。一手に握つておる、そうして総理大臣に対しては純軍事の糸を切つてある。あなたの一身にすべてのものが集まつておる、過去は天皇に集まつておつた。それじゃいけないというので――私は総理に集めるのが当然と思ひますが、それを一段飛ばして長官の位置に軍政の大権を一手に掌握させるということは、その人を得なければクーデターをやりやすい機構である、こう私は信じます。いかがでございますか。

○木村国務大臣 クーデターをやるといふようなことは、私は想像もつかないのではありません。万一やろうと思へば、総理に幕僚があつてもやれるんじゃないか、私はこう考えております。○辻(政)委員 そうじゃないのです。総理がこれいふゆる軍運用の大本を直接握るといふことが――アメリカがやつておるといふ大統領で押え國務長官で押えおかぬと、とかく力を持つた者は飛ばしやういふのであります。それを脱走しないように二重、三重に縛つておきなさい、それはあなただつておたずなを締めておるから大丈夫だとおつたやうですが、そのたずなをもう一本大統領たるべき総理の位置でお締めなさい。これが皆さんが心配されておる武権が横行するといふことを防ぐための最良の制度であると私は信ず

るのであります。もう一応承りたい。○木村国務大臣 総理が最高指揮官でありまして、その下に保安庁長官が命を受けて、また幕僚長を経て実施部隊を指揮監督いたす、これは三重にもなつてゐるわけでありまして。今のような御疑念の点はその間において払拭できるのではないかと、私はこう考えております。

○辻(政)委員 この法案を率直に見ますと、総司令官としての総理の地位といふものは、軍事に関する限りはまったく形式的であります。実権は防衛庁長官であり、その主任幕僚は統幕議長ではなくして内局の防衛局長である、そこに行つておるのであります。すなわち第十二条によりまして、防衛局長は防衛及び警備の基本、自衛隊の行動の基本を握ることになっております。その基本に準拠して、統合幕僚会議が統合計画をつくり出します。また第二十条を読みますと、統幕会議に対する長官の指示または承認は、官房長及び局長が補佐することになつてゐる。これは純軍の防衛警備に關して内局が実質的に統幕会議の上位にあることを明らかに示すものであります。そこで、防衛局長は年々若く経験も乏しい人がなつておられます、現状においては軍事の専門家でない場合が多い、しかもこのような重大な事務を遺憾なく処理できると長官はお考えになるかどうか。

世界情勢その他万般の点、ことに財政的、そのほかの点から終始日本の国防がどうあるべきかといふことについてやつております。統合幕僚会議においては、いわゆる三幕の長がそれぞれ各実施部隊の長として、ここで実際の日本の防衛はどうあるべきかといふことを総合的に考へて、つまり調節のとれた行き方の防衛計画をやつて参るのであります。彼此互いに観点を異にして日本の防衛計画の正しいあり方を議して行かうといふことであります。それから、決してこれは互いに摩擦等を生ずるような心配はないと私は考へております。

○辻(政)委員 長官の気持はわかりますが、この法案の内容を見るとはつきりしております。これは明らかに事務がダブリ、その間にいろいろの間違いができる。常識的に申しますと、内局は主として軍事に關する政治をやるべきであります。すなわち、予算、経理、裝備、人事、こういうものを内局が把握になつて、防衛計画、運用、訓練、補給計画等の純軍事に關しましては、統幕会議の事務機構を完全にしてやらせる、これは当然であります。そして、その両者がその分野において経験と能力を遺憾なく發揮し、その両者を大局に立つて調整されるのが長官であります。防衛局長であつてはならないのであります。さらに上の長官が軍事と政治の大局を直接お握りにならる――この法案の欠陥がどこから出たか、これは、自由党、改進黨、日本自由党の三党折衝のいわゆる要綱があるのではありませんか、この要綱に一つ大きな欠陥がある。これは自由党、改進黨の皆さんに聞いていただきたい。なぜ欠

点があるかといふと、あの要綱には統幕会議の内容はきめておりますが、それとタイアップすべき防衛局長の事務を検討しなかつた、そこに重大な欠陥があつたのであります。この欠陥をたぐみに利用して、法制化するに當つて官僚特有のテクニクによつて骨抜きにして、政治と軍事の実権を防衛局に集中してやつたものであり、これは少壮官僚の下廻上の機構である、明らかにそう見えるのであります。根本的に改めないと、長官はまた総理大臣と同じようにロボットに浮き上つてしまつて、防衛局長がすべての実権を握る。この少壮官僚の下廻上の機構が防衛局の中に現れておるといふことをほんとうに考へなければいけません。

○木村国務大臣 まことに御親切ありがとうございます。今申し上げました通り、内局の防衛局につきましても、われわれは終始関心を寄せて十分な研究をさせ、そして統合幕僚会議において持つて来たいろいろの案とにらみ合せまして、各面からの研究の結果をわれわれは実施に移したい、こう考へております。

す。これは明らかに三党協定というものに欠陥があつた。防衛事務局の内容を検討せずして、統幕会議の内容だけをつくつても何もならない。そういう明らかな欠陥があつたのです。それがつたまゝ。

それからいま一つの点は、八名の参事官といふものがあなたの中心幕僚になつておる。これはたいへんおもしろい制度であると思ふ。その中に次長と統幕議長が入つていない。そこに一つの重大な特色があるのであります。官房長と局長と、いわゆる六人のほか二人だけをはかの者に充てるといふこの参事官制度といふものは、これがあなたのほんとうの中心幕僚になるのです。その幕僚から統幕議長が除外され、次長はその上にすわつてゐる、これが今日の体制であります。そこで私が申し上げるのは、次長も統幕議長も参事官の中にお入れなさい。そうすると次長は、おれは局長と同格じゃないと憤慨するかもしれません。この次長、局長といふものは職階できまつた地位であります、幕僚といふものには階級はないのです。中將の参謀もあれば大尉の参謀もおる。幕僚といふものはあなたのスタッフでありますから、首脳部の中心的な者を集めて参事官になさらないとぐあいが悪い。これはほんとうに申します。参事官制度をうまく運営されるならば、また統幕議長と防衛局長をけんかさせずに行こうとするならば、それを調整する方法は、この参事官の中に統幕議長と増原次長をお入れになる、そして軍政の各方面から検討してあなたの最高の統合幕僚となさる、この仕事ができぬのか。これができぬとおつしやるなら

ば、いよ／＼もつてこの機構は度しがたいものであります。動脈硬化、下剋上です。それは決して言い過ぎじやありません。修正なさる意思があるかどうか。

○本村国務大臣 参事官は長官の補佐役であることは今申したところであります。そこで統幕の議長を参事官にすべきであるということでありますが、統幕の議長は統幕のいわゆる主宰者であります。ここで三軍の調和をはかつて行こうとする大きな役目を持つておるわけでありまして、それが参事官となつて常に長官の補佐役になるというこ

とは、私は少しどうかと考えております。やはり統幕の議長は議長として統幕、いわゆる三軍の調整をはかつて行く大きな任務につかせることがいいのじやないかと考えております。

○辻(政)委員 ただいまの発言はまことに重大な発言であります。三軍の調整をやつておる統幕議長というものが純軍事の面において三軍をしぼつておるのです。これを加えて初めて、いわゆる文民出身の局長さんあたりが軍事に關しての正しい判断をお互いに交換できるものであります。こういうふうにされた根本をもつと解釈すると、統幕議長は將來軍人、専門家が入るかも知れない、これをオミットするために、これを除外した者だけで参事官をつくらうとする考えは、長官はお持ちにならぬが、あなたの幕僚が起案したこの制度の中にはそこまで考えられるものがある。統幕議長を入れるということ

は、三軍の意思を、専門的な知識を、いわゆる軍政を担当しておる内局の局長以下にコントロールするといういい作用があるのです。忌避される理由は

少しもない。幕僚というものは階級はないのですから心配ないのです。もし統幕議長が三軍を調整するという重大な職務を持つておるから兼ねられぬと言ふなら、防衛局長はさらに重大な仕事をやつておる。国家防衛の基本をやる山田君がそれを兼ねられぬというにくつも成り立つ。そうじやない。あなたの最高首脳部、最高幕僚というものを一つに集めるということが参事官制度の妙味であります。お考えになれませんか。

○本村国務大臣 内局の参事官は終始内局に勤務して、時々長官を補佐するものであります。統合幕僚会議の議長は今申し上げました通り三軍の調整を

とつて行つて、そこで計画を立てる大きな役目を持つております。むしろ統合幕僚会議の議長は、長官を補佐するのは当然であります。補佐すべき任務と性格を多少異にしておると私は考えております。

○辻(政)委員 あなたの幕僚たる資格において、統幕議長も防衛局長も同じなのです。一方は政治の方をやり、一方は軍事の方をやるのですから。そこでこの人たちを一緒にまゝめて参事官とすると、文権と武権がけんかをしないうという妙味が發揮されるのだ。そこがわかりになりますか。

○本村国務大臣 私が今仰せになりましたようにこれらの人を集めて終始い

を補佐することの任務を持つておるのではありませんから、その点について実施の方面から申して、さしつかえはないものと私は考えております。

○辻(政)委員 さしつかえがあると思ふからこそ質問をしておるのであります。そうでなければこういうことを私は申し上げません。

次に、それでは第四点に質問を移しますが、陸海空自衛隊の対立摩擦を調整することについていかに考えられておるか、この点であります。文権と武権の問題については、あつものに懲りてなますを吹くように必要以上に押えられようとしております。けれども、それよりもつと大事なことはこの陸

海空の対立調整なのです。過去のわれわれが敗れた根本原因は陸海空の対立摩擦にあつた。またアメリカにおいて、この三軍対立に悩み抜いたのであります。そうして一九四二年の二月に

統合参謀総長會議というものをつくつたのであります。そして大統領に對する軍事最高の助言者とした。次いで一九四七年には、その統合参謀総長會議の事務機構として強力なる統合参謀本部をつくつたのであります。幕僚會議の事務機構が参謀本部なのです。その定員は二百十名という武官のエキスパートを集めております。内部機構を見ますと統合戦略計画班、統合課報

班、統合補給班、こうなつております。これは日本では国防會議に相当します。その任務は国家安全保障會議——高助言者であつて、大統領と国家安全保障會議の統括指示のもとに、国防長官及び国防會議の指示する任務のほかに、第一に統合戦略計画を策定し、そ

うして国防各軍に對する戦略指揮を補佐する。第二は統合補給計画を策定し、国防各軍に補給の責任を分担させておる。第三は戦略要域における統合司令部の設置について計画する。第四には三軍の統合教育に關する政策を成する。これがアメリカの、いわゆる日本の統幕會議に相当すべき統合参謀

總長會議なのであります。そしてその下には統合参謀本部という膨大なエキスパートの事務機構を持つておるのであります。そこで初めて三軍の調節というものが強力な機構によつて握れる。しかるに日本の統合幕僚會議というものは、アメリカの制度に比べますと外形的には多少似ておりますが、内容的にはまづ無力、形式的なものにすぎないのであります。どこが形式的であるかと言つと、第一点は軍事専門事項について総理大臣と国防會議との關連性がない。これは単に長官のスタッフにすぎない。むしろ實質的には内局の防衛局長の下請機構になつております。防衛局長というものが防衛、經理、自衛隊行動の基本計画をつくる、その計画をいただいて来て、それに基いて三軍統合の計画をやるのが統幕議長であります。明らかに防衛局の下請機構である。そして大体の仕事というものはペーパー・プランをつくるだけで、計画立案です。三軍の幕僚を指導監督するという権限が与えられておらない。でありますから有名無実であります。そこで内容を見るとわずかに自衛官が二十名。アメリカは二百十名であります。このような弱体な機構であつたならばまづたゞ意味がないので、むしろ事務を煩雜にするという害

がありましますからおやめになつてしかるべきであると思ふ。やるならば、ほんとうにこれが三軍の対立を防げるような強力な機構にしなければならぬ。もし改正する御意思があるならば——おそろしく聞きにならぬでしょうが、あるならば、総理と国防會議に對する最高の軍事助言者たるように改める。第二点は自衛隊の軍令事項、すなわち訓練と運用という純粹の軍の専門事項については三軍の幕僚長を通じて調整し指導するという権限を与えない限り、陸海空の対立を統幕議長によつて調整なさるというあなたのお氣持は、この法案においては何らの力を持たないということをおし上げます。御見解を伺いたい。

○本村国務大臣 申すまでもなく陸上、海上、航空三自衛隊の調節をはかることを主目的にして統合幕僚會議を設けたのであります。昔のような三軍の対立があつては相ならぬ。その趣旨から申しまして、各幕僚長が會議の構成員となり、その上に議長は果つかりまして統制をいつて行くというものが趣旨であります。その内容の点について、今後どう運営して行くかということとをわれ／＼は十分考えなければなりません。今非常にいい示唆を与えてくださったことを私は感謝いたします。それらの方法について、今後運営をどうすべきかということについて十分考慮を払いたい、こう考えております。

○辻(政)委員 次に海上自衛隊と海上保安庁の關係。この海上保安庁と海上自衛隊というものは、平戦同時の行動、任務において共通した点が非常に多いのであります。燈台部とか航路部は別であります。ことに警備救難部というものは平時における海上自衛隊

が

○辻(政)委員 次いで防衛庁の内部部局について二、三お伺いします。今度新たに教育局をおつくりになりましたが、これは最初保安庁の案になかったのを、三党折衝の結果総合されたものと解するのでありますが、いかなる規模で何をやらうとされるのか、それをまずお尋ねします。

○木村國務大臣 教育局でやる仕事の範圍、内容につきましては、今検討中であります。しかしわれ／＼の構想といたしましては、御承知の通り自衛隊に付属機関が相当数あります。これは主として学校であります。これらの学校の基本方針をどこに置くべきか、またこの実施をどうすべきかというような点、及び実際の活動部隊であります自衛隊員の教育をどうすべきかということについて、十分そこで検討してこれを実施に移したい、これを主たる任務と考えておるのであります。

○辻(政)委員 まだ結論を得ないものを上程された理由はどこにあるのか。

○木村國務大臣 これは上程して御審議を願わなければ、われ／＼はやりたくてもやり得ないのであります。そこでまず教育局の設置につきまして御審議を願つて、それを確定したあかつきにおいて、この地位がどうあるべきかということについてわれ／＼は検討いたしたい、こう考えております。

○辻(政)委員 それでは少し内部に入りますが、ほんとうに權威のある教育をそこで企画し、指導なさるならば、三つの自衛隊は専門事項がずいぶん多いのでありますから、それだけでも大きな一つの独立機関になります。敗戦前においては、參謀本部、陸軍省と対立しまして、肩を並べて教育總監部と

いうのがあつたのであります。それくらい厄大な機構がなければできない。現在はどうやつておるかという、各幕僚監部がほとんどそれに重点を向け、おるのであります。そうして内局でやるべき事項は、私の考えで申し上げます、政治に關係ある教育行政の大綱だけであると思ひます。総合訓練の基本方針は統合参謀会議でやらせる。それに基づく実施計画と現場の指導というものは、各自衛隊の幕僚部でやるのが当然である。そういうふうにならぬで、これをもしそのまゝおつくりになりまして、その教育が三つにわかれて、なわ張り争ひで事務の重複というものが避けられない。事務を簡素にすればその必要がない。簡素にするならば、防衛局長のところでその大綱を握ればいい。従来通りです。もし權威あるものにしようとするれば、きわめて厄大なものがある。そうなつて来ると、あなたのおつしやつたことが、かえつて結果において相反するものになります。でありますから、これは三党協定で入れられた案でありますが、一体どういうおつもりであるか。もう一ぺん三党の方が十分御研究の上で、面子にこだわらないで御修正なさらぬと改悪になります。その一点。

次に衛生局、衛生局をなせおつくりにならないか。これは私が申し上げるまでもなく、現在の保安庁の最大の欠陥は、衛生方面の不備にあるのであります。一昨年来たび／＼申し上げました。なつとらぬ。兵隊を預かつておりながら、青年を預かつておりながら、病氣になつたときの処置がほとんどためである。その根本理由はどこにあるかという、警察予備隊当時に内局に衛生局があつたのであります。それを途中において人事の都合がありまして、廃止をされておる。人事の都合である。そうして衛生課と厚生課を人事局に入れ、衛生資材課を装備局にお入れになつたのであります。これは元のことを知つておる方はよく御存じであります。この最大の欠陥を除く意味において、しかも今度人員が増強されます、衛生關係の要求というものはますます出て参りますから、これは衛生局というものは万難を排しておつたりになり、元の制度に復活なさるべきであると思ひます。こう考えますが、長官の御見解をいただきたい。

○木村國務大臣 衛生の方面の重大なることは私も同感であります。ことに多数の青年を預かるものといつたしまして、その方面に万全の力を尽すことは当然であります。しこうしてわれ／＼といつたしましては幸いに今度この法案が御審議を願つて、議會を通過したあかつきにおいては、いゝゆる参事官制度が置かれるわけでありまして、そこで有力なる一人をこの方面の相当参事官といつたしまして、とりあえずこの衛生方面について十分に検討せたいと考へております。なお従来ありました衛生局を何がゆゑに廃止したかというところは、かつて行政整理の結果、内部部の縮小というところになりまして、衛生局はやめられたわけでありまして、これは内部においてさうな必要がないからと認めてよしたわけではないのであります。われ／＼も衛生方面につきまして将来十分に力をそそぎたい、こゝろ考へております。

○辻(政)委員 これはまことに重大なる御発言であります、参事官がから、その一人で衛生關係を担当させよう。こゝろ解釈してよろしうございませうか。

○木村國務大臣 私は今のところは参事官の一人をして衛生方面を担当させたいと考へております。しかし確定のなんじやありません。

○辻(政)委員 そういたしますと、参事官というものは、人事局長のもとにある衛生課と厚生課、装備局長のもとにある衛生資材課、この二つの局長の直接部下として握つておるものを参事官が横やりを入れるのですか。

○木村國務大臣 横やりを入れるというわけではありません。御承知の通り、参事官というのは長官の直接の補佐役であります。どういふ運営をして行くかということについて十分長官を補佐し、それを実施にまわすことになつておるわけでありまして、決して重複したわけでも何でもないと考へます。

○辻(政)委員 せつかく参事官をもつてそれをやろうとするならば、この三つの課を統合して衛生局をおつくりになる、衛生局長をして参事官を兼ねさせれば、まつたく理想的の形じやありませんか。たが考へてもさうです。こゝろわからないで答へ願ひたい。

○木村國務大臣 その点は将来の問題といつたしまして十分検討したいと考へております。

○辻(政)委員 将来じやありません。この改正法案によつて直接修正するものは修正しない。将来局部修正をする時期は来ない。りくつが合わないじやありませんか。三つの課をばら／＼になさつておいて、それを指導する参事官が何も機關を持たない。直接監督する部下を持つていない。それでどうして衛生方面の補佐ができますか。

○木村國務大臣 今申し上げました通り、参事官は直接長官の補佐役であります。この補佐役の十分な補佐によつて長官が各局に命令を出して実施に当らしめれば、大体の目的は達し得ると考へております。

○辻(政)委員 これほど申し上げましたもとおわかりにならなければいけません。私は何人も人間をふやせとか、機構をふやせというのじやない。現在三つの課が二つにわかれておるが、それを一本にさして、局長が参事官を兼ねるから少しも増員にならぬ。現在の最大欠陥である衛生方面をおやりなさい。どこをまわつて見てもその欠陥がある。ろくな治療はできておりません。そこを本氣になつてお考へにならないと、私は十五万、十六万の青年をあなただけに預つて行かれるのでありますから、その立場から申しましたも衛生局というものはおつくりにならないと、人道上の問題が出て参りますぞというのを申し上げておきます。

次に情報局について、情報系統はまだはなほだしく乱雑であり、対立しておるのであります。これは統合幕僚會議におきましてはやはり情報の収集をやつておる。防衛局においても同じよつにそれに必要な情報の収集整理をやつておるのであります。また一、二幕、これについても情報を持つ。そこで国全体から見ると、国内の治安情報というものは、同様に体系が支離滅裂であります。公安調査庁あり、国警あり、自治警あり、内閣には私生児のやうな内閣調査室というものがあつて、やつておることはみな同じです。そして末梢においては調べに来るのは、この四つの系統が同じ問題について調べに来る。こゝろいう事態になつております。そこでせめて保安庁だけでも、さういふことがないように、情報局というものをおつくりになつて、国内情報、公安調査庁、国警、自警、内閣調査室というようにばら／＼集まつて来るものを、あなたの方で総合なさつて、国内治安に対してのしつかりした權威のあるものになさい。それから直接侵略に關係のある海外情報については、これは統幕がはつきりする。さういふふうになさるゝと、防衛局の情報業務と統幕の情報業務との間に必ずなわ張り争ひが起つて来る。その修正をなさる必要はないでしょうか。

○木村國務大臣 ただいまのお話の、情報のばら／＼なることはよくないといふお説であります。しかし保安庁内部において情報の収集は、これは公安調査庁、国警、自警その他の方面と連絡をとり、国内の情報を収集しておるのであります。しこうして各幕僚監部において情報を持つておるが、これは幕僚監部下においてのいろ／＼な情報、これをまた別種に集める必要があるわけでありまして、多少重複する点があるけれどもなきにしもあらずであります。また、建前としていたしましては、一つは大きな意味においての国内情報、国際情報、その収集に当り、他面各幕僚監部においては、隷属部隊、管轄区域域内における情報を集めるということになつておる次第であります。

○辻(政)委員 次に自衛隊旗、自衛隊旗についてであります。これは政令で定めるとあつて、提案されております。

んが、まさかとはやわしをシンボルにされるのではないでしょう。日本には国旗がある。伝統があります。これをおつくりになるときには、よほど御注意をいただきたい。備兵の性格は今日の保安隊員の服装から出ておるのであります。アメリカそのまの服装で、夏になるとおそそが出る。日本は胸が長いから、あの服装では合わない。またあの水害の救難に出しても、現在のくつじや行動できません。あれはやはり巻脚絆にするか、地下たぎにするか、とにかくまず備兵の性格は服装から直し、隊旗から直して行かなければならない。これは軽々に扱うべき問題じやありません。名は実を現わすのでございますから、そういう点について十分やつていただきたい。昨年のクリスマスにせいたくなデコレーション・ケーキを白木屋からたくさんお買いになつて、全隊員に配られた、こういうようなぶざまなことはやつてはならない。クリスマスは日本の保安隊の国慶日ではないはずであります。そういう点をまず頭に入れられて、自衛隊旗、自衛隊旗については十分の御考慮をお願いしたい。

りを持つて歩けますか。航空自衛隊の諸君に、お前は空佐だ、頭がからつぽだ、こういう無定見な階級を——おもちゃではありません。これは人間の名前をつけるときには、長官は子供の運勢がよくなるように一生懸命頭をひねつておつくりになる。おつくりになつた名前は一生誰かわらない。太郎兵衛であらうが次郎兵衛であらうが、そういうまずい名前をつけないで、りつばな名前をつけるでしょう。ことに今度正式に憲法を改正して、軍隊としての戸籍をあげるのが目録の間に迫つておるときに、何を急いでこれに關連して、陸佐、空佐というようなへんてこな名前をつける必要があるか。これは保安隊員自身もきつております。三回もかわつたから、自分が自分の階級を忘れてしまふ。そういうことは形式にとらわれないで、私は憲法を改正して戸籍をあげるまで、現在の階級をそのままお持ちになるべきだと思ひます。その点どうですか。

悪い。その次にもう一つお伺いすること。この法案全体を通じて、職員と隊員の区別がはつきりいたしておりません。これは事務当局から承ります。○増原政府委員 職員と隊員の名前の書き方は、少し事務的であり過ぎるかも知れませんが、防衛庁設置法で用います役所的な面から見ますときの構成員、公務員を職員と呼びまして、自衛隊法でいわゆる行動面から見ました場合は、その職員を隊員と呼ぶというのであります。これは同一の実体を防衛庁法においては職員と呼び、自衛隊法においては隊員と呼ぶ、こういうふうなことにいたしましたわけでありま

が、国家公務員法は一般職の職員に適用があるのであります。これは全部特別職の職員でありますから、国家公務員法の適用を受けません。この法律の適用がある、こういうことであります。○辻(政)委員 それです。はつきりいたしました。が、それではこの職員に關して、隊員同様の昇任とか、進級とか、あるいは懲戒というような問題については、どこにきめてあるのですか。○加藤政府委員 この任免、分限等の規定は、すべて防衛庁設置法に言いますところの職員にも適用するのであります。実態的なこの取扱ひにおいては相違がありましようが、規定そのものといひましては、両方に適用する、こういうふうな解釈しております。○辻(政)委員 それはどこかにうたつてあるのですか。○加藤政府委員 両方とも適用があるので、うたつておりません。○増原政府委員 職員という言葉は、防衛庁設置法七条に「職員(長官及び政務次官を除く。以下同じ)の定員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。)」とありますが、これは全部自衛官と平服と入つております。これを隊法の方で受けまして、第二条第五項で「この法律において「隊員」とは、防衛庁設置法第七条第一項に規定する職員をいうものとす。」というふうな書きわけてあります。両者内容は同じものであります。

が広過ぎやせぬかということです。自衛隊の組織、編成、これは政令で定めるところになつております。そうすると厩大な予算を食う自衛隊をいかに組織しようが、いかに編成しようが、いかに配置しようが、国会審議のち外にあるということになります。これはどうですか。○木村国務大臣 これはそういう御議論も出ることはわれ／＼予想しておりました。しかし実際の取扱ひといひまして、機動的なものを考えるときには、編成なんかとはと／＼かわるわけでありましよう。法律で縛るよりか政令でやる方が便宜だらう、こういうふうな考へてやつたわけでありましよう。○辻(政)委員 七百八十八億の国民の税金を使う自衛隊でありますから、その配置とか編成組織といふものは、国民に密接な關係を持つものである、またほんとうにむだがないようにしなければならぬ、日本の実情に合うようにしなければならぬ、そういう意味におきまして、私は大綱だけはやはり国会において審議する余地を残すべきものではないか、こう考えます。○加藤政府委員 ただいまの辻委員の御質問でございまして、政令で委任しようとして申しますのは、この法律におきましては管区隊、地方隊等の名称の点につきまして、政令で規定する場合のあることを認めております。そのほか所在地等はすべて法律で規定するといふことになつております。おそらく御質問の趣旨は、管区隊を幾つ置く、地方隊を幾つ置くといふことだらうと思ひますが、この管区隊は幾つ置くかといふことは、法律に出て来るわけでありましよう。別表の方に出て参ります。

○辻(政)委員 次に服従の問題について伺います。自衛隊法案の第五十七條に、「隊員は、その職務の遂行に當つては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と書いてあります。国家公務員法の第九十八條には、「職員は、その職務を遂行するにつれて、法令に従ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と書いてあります。そこで直接侵略に對して、身を挺して戦うべき本質を持つた自衛隊の服従規定と、一般官吏の、国家と雇用関係で公共の利益のために勤務する者との間に、服従の義務において同一と長官はお考えになつておるかどうか。

○木村國務大臣 国家公務員も、また特別職であります自衛官も、ひとしく國家の命令に基いて行動をする、本質的には何らかわりがないと私は思う。ただ職務の範圍、性質、これは大いに異なつております。特に自衛官におきましては、國家の防衛の任に當る大きな責務を持つておるのであります。これは上下一体をなしてやらなければならぬと考えております。そこに普通の公務員と本質的に相當の差異があるうと考へております。

○辻(政)委員 一方は戰場において生死を以て行動するのが本質である。一方の國家公務員は机の上で仕事をやる。その二つのものが——おのれの生命を捨てなければならぬときと、服従觀念において同じレベルであつて仕事ができるかということをお伺いしておるのである。それは無理がありません。

○木村國務大臣 この服従關係におきましては、私は本質的に差異があるも

のではないと考へております。公務員においても上官の命令に對しては、法律の規定する範圍内においては絶対に服従しなければならぬと考へております。また自衛官においても、上官の命令についてはひとしく服従しなければならぬのは當然である。しかし今仰せになりましたように、その職務行動の範圍が違ふ。ここに片方においては大きな幅がある、深さもある。この点において普通の公務員とは重大な差異があることは認めざるを得ない。そこにおいて私は自衛官においてはの上下一体、この精神を養ふ必要が本質的に出て来るのではないかと、こう考へております。

○辻(政)委員 この法案全体を軍隊という前提に立つてやるならば、軍の本質は絶対服従であります。それ以外にありません。どこの國でも皆そうであり、そうじゃなしに、軍隊でないならば一般公務員並に扱われていて、そこで最初私は本論に入るに先だつてあなたにお伺いしたいのは、これは一体軍隊のおつもりでお立てになつたか、そうでない前提でお立てになつたか、その御返答いかんによつては、この辺に根本的な差がある、こういうことを申し上げたのであります。ことにこういうことがあります。長官の職務上の命令に對し多数共同して反抗した者、正当な権限がなくして上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者は、第百十九條によつて「三年以下の懲役又は禁錮に處する。」とある。この「三年以下の懲役又は禁錮」というようなのは、國家公務員法で経理のやり方を間違えた場合に、俸給の支払いを間違ふと三年以下の懲役です。上官の

命令を多数が團結して犯したときに同じ刑罰をもつて臨まれるか。ことに集團抗命罪、越權行為、ほしいまに軍隊を動かしたというところは越權行為、クーデターであります。これを防ぐために昔は無期、死刑ということもあつたのです。それは軍をかつてに使わせないといふことのために、また上官の絶対的な命令に集團抗命させない、この二つが最も重かつたのです。それが今度の法案においては「三年以下の懲役又は禁錮」であつて、出納官吏が俸給の上前をはねるとか支給手続を誤つたと同じ罰則を適用されていいかという問題を承りたい。

○木村國務大臣 私はこの罰則の際にも十分審議したのであります。必ずしも刑罰の重きをもつて臨むという方式をとらない方がいだらう、これは結局隊員の精神訓練、その方面においては十分な思いをいたす場合においては、十分この輕き刑罰で臨んでも私は秩序を維持し得るのではないかと、こう考へております。

○辻(政)委員 最後に結論的な質問に入ります。以上申し上げましたほかにまだ／＼ありますが、おもな修正点の私の感じでございますが、これを通過して見て感ずることは、その根本がどこにあるか。これは憲法を改正せず、軍隊にあらざる、戦力に達しない範圍において、このごまかしに基礎を置いてゐるために、服従關係にしても罰則にしても、あるいは事務と幕僚との指揮權の混淆の問題にしても、本質上の過失を犯しておられるのであります。おそらく今度保安隊を自衛隊に切りかへるときに、木村長官は全自衛隊に對して訓辭をなさるだらう。その訓辭に、

諸君は軍隊にならないように、戦力にならない範圍において訓練せよ、あまり強くなり過ぎて戦力になると国会の論議のまともになるから注意しろ、こんな訓辭をする道理は絶対にない。直接侵略に對して國を守れということを号令されても、容易にそこまで行かないといふのがほんとうなんです。それを手控えて、戦力にあらざる範圍においてごまかしのものをつくつておくといふところに、法令全体の欠陥が出て来る。保安隊の汚職問題が出て来る。また保安隊の隊員自身がうしろ暗い氣持を持つのであります。この点について私は長官に期待する最後の私の氣持を申し上げます。長官は國家防衛の最高の地位におられるのであります。保安隊員が誇りを持ち、堂々と行動して、ほんとうに正しい、強い自衛隊になれようにするために、長官の最も重大な責任は何かというところ、これは憲法改正を總理に迫つて決意させることである。その憲法改正の決意も表明せずして、保安隊の改革も何もなし。私は政府がこの法案を提出するからには、憲法改正の意思をはつきりと表わさない限り、この法案全体に對して賛成することができない、これを申し上げまして、質問を終わります。

○稻村委員長 本日はこの程度にして散会いたします。
午後四時三十一分散会

昭和二十九年四月十日印刷

昭和二十九年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局